

教職員の懲戒処分について

教職員の懲戒処分について、ご報告いたします。

教職員の不祥事の発生により、市民の皆様にご迷惑をおかけし、学校教育への信頼を大きく損ないましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。教育委員会といたしましては、教職員の懲戒処分を重く受け止め、引き続き、市民の皆様の信頼回復に全力を挙げて取り組むとともに、教職員の綱紀の肅正に万全を期すよう、学校に指導してまいります。

なお、被処分者の属性については、氏名及び学校名を出さない形で報告させていただきます。

事案に未成年者が関係しており、個人の特定に繋がることがないよう配慮が必要と判断いたしました。情報の取扱いにつきましては特段のご配慮をいただけますようお願いいたします。

- | | |
|----------|---|
| 1 被処分者 | 浜松市立中学校 教員（臨時的任用職員） 20歳台 男性 |
| 2 処分年月日 | 令和6年12月26日（木） |
| 3 処分の内容 | 免職 |
| 4 概要 | <p>令和5年10月頃にSNSを通じて知り合った相手が18歳未満と認識しながら交際し、令和5年11月頃から令和6年6月頃までの間に数回にわたり淫らな行為を行った。</p> <p>令和6年11月1日（金）に静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例違反の疑いで警察の捜査を受け、本事案が発覚した。警察による捜査は現在継続中である。</p> |
| 5 処分の理由 | <p>児童生徒の教員に対する信頼を裏切る行為であり、公務員として、決してあってはならない非違行為であるばかりでなく、地方公務員の職の信用を傷つけ、社会的評価を低下毀損し、本市教育行政の信用を失墜させたものである。</p> <p>また、児童生徒に社会のきまりを教え規範意識を育てる教育公務員として、本市の教育並びに学校への信頼を著しく失わせるもので、教員として失格と言わざるを得ない。</p> <p>こうした行為は、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止規定に違反するものである。よって、同法第29条第1項第1号及び第3号に基づき、免職とするものである。</p> |
| 6 関係者の処分 | 公務外非行による処分であり、日頃の勤務態度から本件を予測することは困難であった。また、校内研修等を通じて不祥事根絶に取り組んでいたものの、所属校の教員が未成年へのわいせつ行為等により懲戒免職処分を受けたことによる本市の教育全体への影響を鑑み、管理監督職員として所属校校長を文書厳重注意とする。 |

7 対策等

- ・1月24日（金）に開催予定の臨時校長会議において、綱紀の肅正に万全を期すこと、教職員一人ひとりの倫理意識の向上を図ることを教育長から改めて指導する。

- ・教育職員による児童生徒及び未成年に対するわいせつ行為等の事案については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、原則懲戒免職処分を持つてあたるのが文部科学省からも示されているところである。

このことは本市においても繰り返し周知し、徹底を図ってきているところであるが、本事案を踏まえ、臨時校長会議において教職員課長から同法の趣旨を踏まえた訓示を行うとともに、各校の教職員が当事者意識を持って不祥事根絶への取り組むよう指導する。

- ・不祥事根絶のため教職員各個人の倫理意識の向上が不可欠であることから、各校で実施する倫理研修の確認チェックシートを作成する。

教職員一人ひとりが自己確認のうえシートへ署名、提出することとし、教育公務員としての自覚を高め、服務規律の確保を図っていく。